

会員会
消費税期限内納付

推進運動

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-5629
(発行人) 会長 森和夫
(編集責任者) 広報委員長 太田次郎
(印刷所) 広報委員 中央印刷(株)

会報

■URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kashiwa> ■E-mail kashiwa-h@basil.ocn.ne.jp

会員増強
平成26年度 増強運動終る
努力の結果一九一社が入会



平成27年 柏法人会新年賀詞交歓会

会員数／千葉県 38,633社 柏法人会 4,294社(平成26年12月末日)

裏表紙解説

神名社手洗鉢・石鳥居柏市

当神社の創建は縦山時代末期の頃とされています。当神社は、天照大神(大御祖神)・武甕稚神(翁主神)の三社を祀る三井神明で、神龜は伊勢神宮の方に向いています。

「手洗鉢」
素朴な作りながら重厚感のある堂々としたものです。材質は安山岩です。

「敬白 信心円滿・奉納庚申時成鏡/寛文九年己酉年御神業鏡」の銘文が彫られており、寛文9年(1699)が彫られていました。

庚申時大願成就を祈願した公子達が奉納したことわざになります。

「石鳥居」
江戸時代の中頃に、相馬四十ヶ村の郷士、本多伯耆守正助がこの石鳥居を奉納しました。この鳥居は神奈型の宝形造、高さは約4mです、また、次のような銘文が刻まれています。

「子孫承繼地蔵尊石碑
塙崎村 神宮石碑表 (右)
・宝曆七年丁未二月日執政
中太夫拾遺伯洲利守藤原正勝
依爲白須采地蔵尊石碑 (左)

手洗鉢・石鳥居共に柏市指定期文化財

場
写真提供 柏市教諭委員会
柏市総務課 四六〇

柏法人会会員

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の法律広場



“相続”を “争続”にしないために

I はじめに

平成27年1月1日より、相続税の基礎控除額が引き下げられ（「遺産に係る基礎控除額」＝ $3000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$ ）。その結果、相続税の納税義務者が大幅に増加すると言われております。それにともない、ここ数年“相続”が注目を集めています。

そこで、今回は、家族間で“争続”にならないための“円満な相続”対策を考えてみたいと思います。

II トラブルになりやすい典型的な3つのケース

相続でトラブルになりやすい典型的なケースとして、次の3つが挙げられます。

(1) 子どもがいない夫婦のケース

子がいない夫婦の場合、夫の死後、財産は当然すべて妻のものになると思われがちです。しかし、法律上は、夫の父母が亡くなっているれば、夫の兄弟姉妹も相続権を持ちます。さらには、兄弟姉妹が亡くなっているれば、おいやめいが相続権を持ちます。このような場合、妻は、何十年も疎遠になっていた「子育しない相続人」と遺産分割協議をしなければならなくなる可能性があります。

(2) 遺産が自宅の不動産しかないケース

例えば、子どもが3人いて、父は、同居する長男夫婦が当然に自宅不動産を相続するだろうと思っていたケースを考えてみます。父の死後、長男が、次男や三男から遺産分割を求められたときに、父の遺産がほぼ自宅不動産だけだった場合には、不動産を売却して、売却代金を3人で分けざるを得ないことになる可能性があります。この場合、先祖代々の土地を手放さざるを得なくなることが考えられます。

(3) 被相続人が介護を受けていた場合

例えば、90歳まで生きた母親の介護を長女が数年間してきましたが、母親の死後、介護をしてこなかった次女や長男が、母親の遺産を均等に分けることを求めてきたケースを考えてみます。この点、長女は介護をしたことにもない「寄与分」を主張することが考えられますが、実務上裁判所は簡単には寄与分を認めていません。そうすると、結局は兄弟姉妹で均等に遺産を分けることとなり、長年介護をしてきた長女にとっては、不満の残る結果になり、今後の兄弟姉妹間の関係が壊れてしまう可能性があります。

III このようなトラブルを回避するために

いずれのケースにおいても、「遺言書」を作成しておくことで、ある程度トラブルを回避することができます。

(1) のケースでは、夫が生前に、財産をすべて妻に相続させる旨の遺言書を作成すれば、財産がすべて妻のものになります。

(2) のケースでは、父が生前に、自宅不動産を長男に相続させる旨の遺言書を作成した上で、生命保険などを上手く活用することで、先祖代々の土地を手放さなくてもよくなることが考えられます。

(3) のケースでは、母親が生前に、長年介護をしてくれた長女に対して、介護をしてくれたことのお礼として次女や長男よりも多くの財産を相続させる旨の遺言書を作成すれば、母親の死後、兄弟姉妹間でトラブルになることを回避できる可能性が高まります。

このように、自分の死後に家族間にトラブルが発生することを回避するために、生前に遺言書を作成することが、家族間での「争続」を防ぎ、「円満な相続」を実現するための一歩となります。

もっとも、遺言書を作成するに際しては、遺言の有効性や、遺留分といった問題などにも配慮が必要となります。また、特に(2)のケースでは、相続税の問題にも配慮が必要になります。遺言書を作成するに際し、少しでも疑問がある方は、お近くの弁護士や税理士といった専門家に一度ご相談いただくのがよいと思います。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 前田徹)

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋塔番館ビル4階

TEL 04-7168-2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎



沼南まつり(税金クイズ)。

- 8月23日(土) 於 開宿ふれあい広場
- 8月23日(土) 於 開宿地区(開宿まつり)
- 8月23日(土) 於 野曲地区(野曲まつり)
- 8月23日(土) 於 開宿ふれあい広場
- 10月4日(土) 於 野曲地区(野曲まつり)
- 10月4日(土) 於 我孫子市民まつり(我孫子地区)
- 10月4日(土) 於 野田文化センター周辺
- 10月12日(日) 於 我孫子駅北口広場
- 10月12日(日) 於 沼南地区(沼南まつり)
- 10月12日(日) 於 柏市沼南体育館周辺
- 10月2日(日) 於 柏市沼南体育館周辺
- 10月2日(日) 於 柏二番街アーケード
- 10月2日(日) 於 柏駅東西デッキ
- 10月9日(日) 於 柏駅東西デッキ
- 税を考へる週間「統一活動
- 税務協力六団体共催